

# 消費者安全情報総括官について

平成 21 年 9 月 1 日  
関係府省庁局長申合せ

## 1. 目的

消費者の消費生活における被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、関係府省庁は、本申合せのとおり消費者安全情報総括官を置き、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）を踏まえ、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等（以下「情報」という。）の集約、共有を図るとともに、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」（平成 21 年 8 月 11 日関係府省庁申合せ）に基づく緊急時の即応体制の強化を政府一体となって推進する。

## 2. 消費者安全情報総括官

情報の集約、共有及び緊急時の即応体制の強化を推進するため、以下のとおり関係府省庁において消費者安全情報総括官を選定する。なお、必要に応じ関係府省庁担当官を追加する。

- (1) 消費者庁次長
- (2) 内閣府食品安全委員会事務局長
- (3) 警察庁刑事局長
- (4) 総務省地域力創造審議官
- (5) 総務省消防庁次長
- (6) 文部科学省大臣官房政策評価審議官
- (7) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
- (8) 農林水産省消費・安全局長
- (9) 経済産業省大臣官房商務流通審議官
- (10) 国土交通省総合政策局長

## 3. 消費者安全情報総括官の業務等

- (1) 各府省庁の消費者安全情報総括官は、それぞれの府省庁内において得られる全ての情報の収集を行うとともに、それぞれの府省庁内で情報共有を図る。
- (2) 消費者安全情報総括官は、随時当該府省庁内の情報収集システムの点検・評価を行い、所要の措置を講ずる。

- (3) 消費者安全情報総括官による連絡会議（以下「消費者安全情報総括官会議」という。）を適宜開催するなどにより、平時でも情報の共有等を図る。  
なお、開催にあたっては内容及び参加者等を適宜調整する。
- (4) 情報に関し、緊急の対応が必要になり得ると判断される場合には、各府省庁の消費者安全情報総括官は、消費者庁及び関係府省庁の消費者安全情報総括官に当該情報を伝達する。
- (5) 緊急の対応が必要な事態が生じた場合には、内閣府特命担当大臣（消費者）は当該事態に関わる消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び関係大臣等と協議の上緊急の対応を講ずる。  
なお、上記招集にあたり、各消費者安全情報総括官は、必要に応じ担当部局の担当官を追加できる。また、必要に応じ関係府省庁等担当官の協力を得る。
- (6) (1)～(5)に規定する対応の具体的内容については、(3)に規定する消費者安全情報総括官会議において定める。ただし、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)及び「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(平成16年4月15日関係府省申合せ)に基づく対応が適当な場合には、それらに従って対処する。

#### 4. その他

- (1) 消費者安全情報総括官会議の下に課長クラスよりなる消費者安全情報総括官会議幹事会を置く。
- (2) 消費者安全情報総括官会議の事務局は、消費者庁消費者安全課が担当する。
- (3) 本申合せは、平成21年9月1日に効力を生ずる。また、「消費者安全情報総括官について」(平成20年9月10日関係府省局長申合せ)は、同日をもって廃止する。